



税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

みずの通信

2015. 7

ふるさと納税

ふるさと納税の話は、みずの通信でも何度か取り上げ、マスコミ等でもよく報道されていますのでご存知の方も多いかと思いますが、少し整理してみます。

1 ふるさと納税は寄付金税制の一つです。自分の住んでいる市町村や都道府県だけでなく、自由に好きな市町村、都道府県に寄附することができます。そしてその行政が目的とする諸施策（教育とか、経済振興とか、スポーツとか、まちづくりとか、）について、自分の好きな目的に寄附をすることができます。

では、なぜふるさと納税という言葉が使われるのでしょうか。それは、上限はありますが、基本的に寄附した金額のほとんどが、本来、自分が納めるべき住民税の金額から控除されるからです。

2 どんな利用法があるでしょうか。

- ① 自分の住んでいる市町村に不満がいっぱい、職員の対応も悪く、こんな市町村に税金を納めたくない。
- ② 自分の税金は自分の思う目的に活用してほしい。
- ③ 普通に納税しても、「ありがとう」の一言もない。
- ④ ふるさと納税のお礼の品がよいのでそれが欲しい。（何が貰えるかは専用サイトがありますので、それで検索してください）
- ⑤ 自分の生まれたふるさとに恩返しをしたい。
- ⑥ 災害等にあった地域に支援したい。
- ⑦ 等々。



3 どのくらい税金が控除されるのか。各々限度額等が違ってきます。興味のある方は、インターネットで計算シミュレーションが出来るサイトがありますのでお試しください。

マイナンバー制度の簡単な説明

まだまだ流動的なマイナンバー制度ですが、簡単な説明を試みてみます。

まず、平成 27 年 10 月から各人の個人番号知らせる通知カードが送られてきます。

その通知カードを大切に所有して、個人番号の記入が必要な場合はそこに書かれている番号を書き入れます。しかしそのカードには顔写真等が貼付されていないので、その都度、本人確認として免許証等の提示が必要となります。

その都度本人確認を求められるのは面倒という人は、平成 28 年 1 月 1 日より通知カード

に基づき個人番号カードの発行を求めることができます。個人番号カードは顔写真付きで住基カードや個人認証カードの役割するので、本人確認のための免許証の提示は必要なくなります。このカードの発行を受けると通知カードは返却することになります。

個人番号カードにはI Cチップが埋められています。I Cチップに多くの個人情報は入れないこととなっていますが、少し流動的なようです。便利さに重点を置けば個人番号カードの発行を受けることになりますし、セキュリティ等に重点を置くと、情報満載の個人番号カードではなく通知カードでとどめることになるのでしょう。

ただマイナンバーを提示する機会はかなり頻繁にあるように思われますので、便利さから個人番号カードを取得する人が多いのではないかと思います。

マイナンバーは社会保険等の社会保障、税務関係のために書き入れて提出するものです。それ以外の用途で提示を求められるものではありませんが、税と社会保障は私たちの日々の生活に広く関わっているため、提示を求められる範囲はかなり広いものだと思います。

税にかかわる場面だけをとらえても次のような場面が想定されます。

- ① 源泉徴収事務のため会社が従業員に対して、
- ② 配当の支払調書の作成のために株主に対して（3年間の猶予有）
- ③ 不動産の使用料の支払調書の作成のために地主や家主に対して、
- ④ 不動産の譲受対価の支払調書作成のために不動産の売主に対して、
- ⑤ 報酬等の支払調書作成のために税理士や社会保険労務士、弁護士等に対して、
- ⑥ 特定口座開設のため銀行が顧客に対して（3年間の猶予有）
- ⑦ 保険会社が保険金の支払等のために契約者等に対して、
- ⑧ その他です。



税務は、平成28年1月からマイナンバーが記入された扶養控除等の申告書が提出されることとなります。

色々な場面でマイナンバーの提示を煩雑に求められ、若しくは煩雑に提示を求めることになり、ふと必要ない時までマイナンバーを提示したり、マイナンバーの提示を受けてしまうかもしれません。個人情報の観点から、念のためマイナンバーを訊いておくというのはよくないのです。所得証明のため源泉徴収票や確定申告書の写しを銀行等に提示する場合は、マイナンバーは消し込まなければなりません。

マイナンバーの提示を断られたらどうするか。回答は、関係部署に訊いてくれとの曖昧なものになっています。だからよくわかりませんが、マイナンバーが記入されていなくても税務署等はその書類を受け付けるとしていますし、マイナンバーの記入がなくても罰則はありません。

法人も番号の発行を受けますが、発行は国税庁であり、個人情報保護の対象外となりますから、国税庁のホームページで検索可能となります。つまりオープンな番号です。



「この味がいいね」と君が言ったから七月六日はサラダ記念日（俵 万智）